

## 地域実践の要である作業所の法定化を

全国精神障害者地域生活支援協議会 田中直樹

精神障害者作業所が各地でつくられるようになって20年あまりが経つ。地域の中で草の根的にはじまったこの活動は、精神保健福祉領域における新たな実践の場として、関係者の期待と注目を集めながら全国に広がり、現在では1,300を超える箇所を数えるにいたっている。

そして、この間の飛躍的な数の増大は、作業所の活動内容を大きく膨ませてきた。当初の内職・下請け作業仕事を中心としたものから、自主製品の開発や店舗の経営等のサービス業といった「作業」メニューの広がりのもとより、ソーシャルクラブ的な場であったり、援助者・被援助者という関係を越えた新しい関係構築の場であったりと、多面的な広がりを持つようになっていった。それは、一方で低劣な補助金による運営という厳しい条件下にありながらも、やはり、暮らしの基盤である地域という場所で、そこを利用する精神障害者の生活場面に直面し、そこにかかわる者すべてが相互に伝えようとしてきた中でこそ生まれてきた貴重な成果といえる。

精神障害者の「生活支援」のあり方が問われるようになって久しい。地域生活支援センターが制度化されるなど、ようやく国レベルでもこのことについての施策化がはじまってきたが、「生活支援」が生活の中でこそ行われるべきであるという視点の弱さは否めない。社会復帰（福祉）施設も医療も、それぞれの人の生活の中で、その必要に応じて利用されるものであり、何よりもまず、一人ひとりの精神障害者の生活の中から、支援策を検討・構築していくことが必要である。

作業所は、そのことを具体的に示しつつけてきた。精神障害者が地域で暮らしていこうとするときに、ある時は休息地として、ある時は隠れ家として、そしてある時は進出の拠点として、利用者それぞれが自らの暮らしを守り支えるための「場」をつくってきた。生活のあり様が人それぞれであるように、生活に直結したそれらの実践は常に新たな課題を提起し、次々と新しいの場や活動を生み出していった。作業所は第2・第3と増設され、グループホームや社会復帰施設の設立、さらに会社を組織するところも現れてきた。

にもかかわらず、作業所の制度上の位置づけは極めて低い。不当に低い。法の後ろ盾はおろか、95年12月に発表された「障害者プラン」においても事実上無視された形となっている。そのような中で、今年4月に施行された精神保健福祉士法の附則における現任者の対象施設に作業所が加えられたことの意義は大きい。それは、ともすれば「しろうと」性のみが作業所の特徴として語られがちであった従来の傾向に対し、その業務に社会的責任を負う専門職が作業所にも存在することが、国において認知されたということであり、言い換えれば、作業所が他の「専門」的機関と並ぶ活動を行っているということの認識への足がかりになるものといえよう。

現在国で進められている社会福祉基礎構造改革等の動きは、わが国の社会福祉を大きく変えようとしている。精神保健福祉法における施設・事業もそのことと深く関連していくであろう。施設福祉から地域福祉へという流れは社会福祉領域において既に大きな潮流であるが、精神障害者福祉は、その圧倒的立遅れのためにその施設体系すら未成熟のままこのうねりに突入していくことになる。地域実践の先駆である作業所に、その法的基盤を整備し、精神障害者の生活支援に一層の広がりを保障していくことがより強く求められる。